2019年度
新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業

（旧：ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業）

公募説明会資料

－内　容－

・事業の概要
・応募要件について
・審査方法と審査基準について
・申請の手続きおよび受付について

この資料は、新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業への応募をご検討されている事業者のみなさまに最低限必要な重要情報を記載しております。応募に際しては、公募要領をはじめとする関係書類を熟読してください。

2019年２月
国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

事業の概要

◆本事業の目的

再生可能エネルギー分野の導入普及に向けた技術開発を行い、事業化・ビジネス化に結びつけます。

- 中小企業等(ベンチャー含む）の保有する潜在的技術シーズを活用した技術開発の推進を支援する。
- 新事業の創成と拡大等を目指した事業化・ビジネス化を支援する。
- イノベーション・コースト構想の推進につながる技術開発の支援強化により、福島県浜通り地域の復興・再生に貢献する。

公募要領P4

事業の概要

◆申請カテゴリー

◎一般枠

［１］太陽光発電　　［２］バイオマス
［３］燃料電池・蓄電池　　［４］地熱・熱利用
［５］風力発電その他未利用エネルギー

◎課題設定枠＊

［A］太陽光発電分野　［B］風力分野
［C］系統対策分野　　［D］蓄電池分野

＊新設

事業の特徴

今後の再生可能エネルギーの導入普及に向けて、技術開発段階から事業化段階までの一貫した支援を行います。

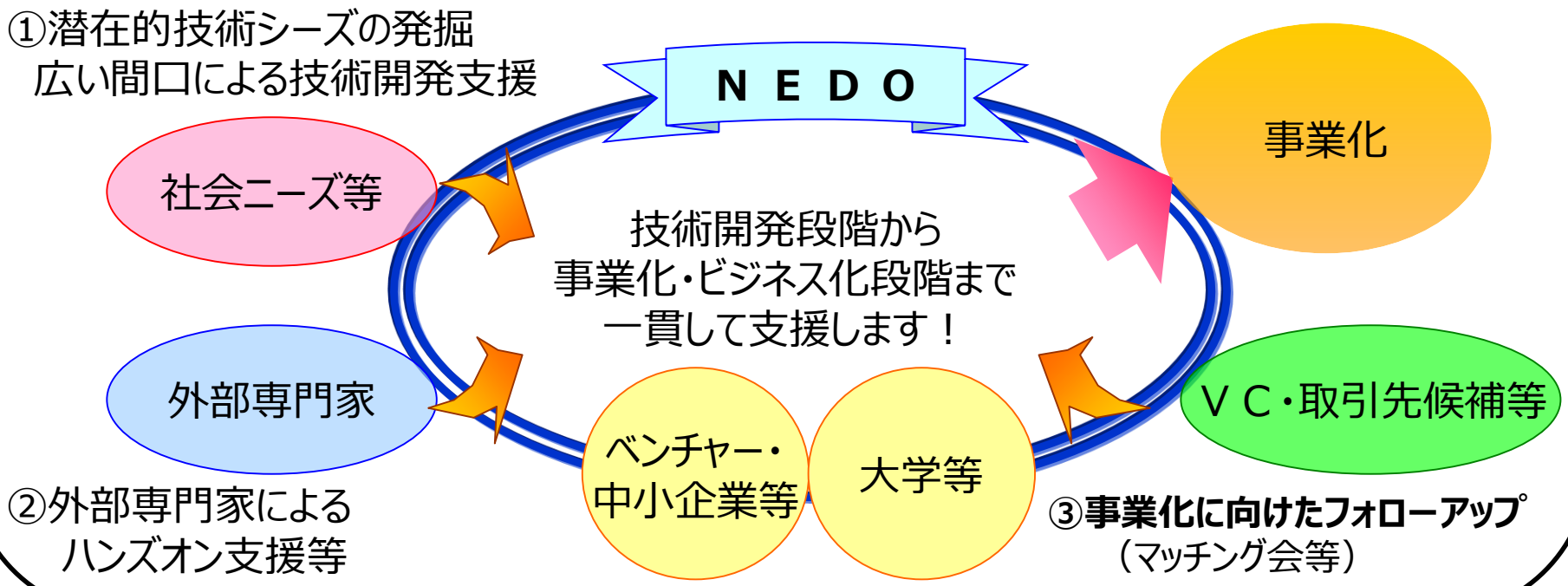

公募要領P5

事業のスキーム

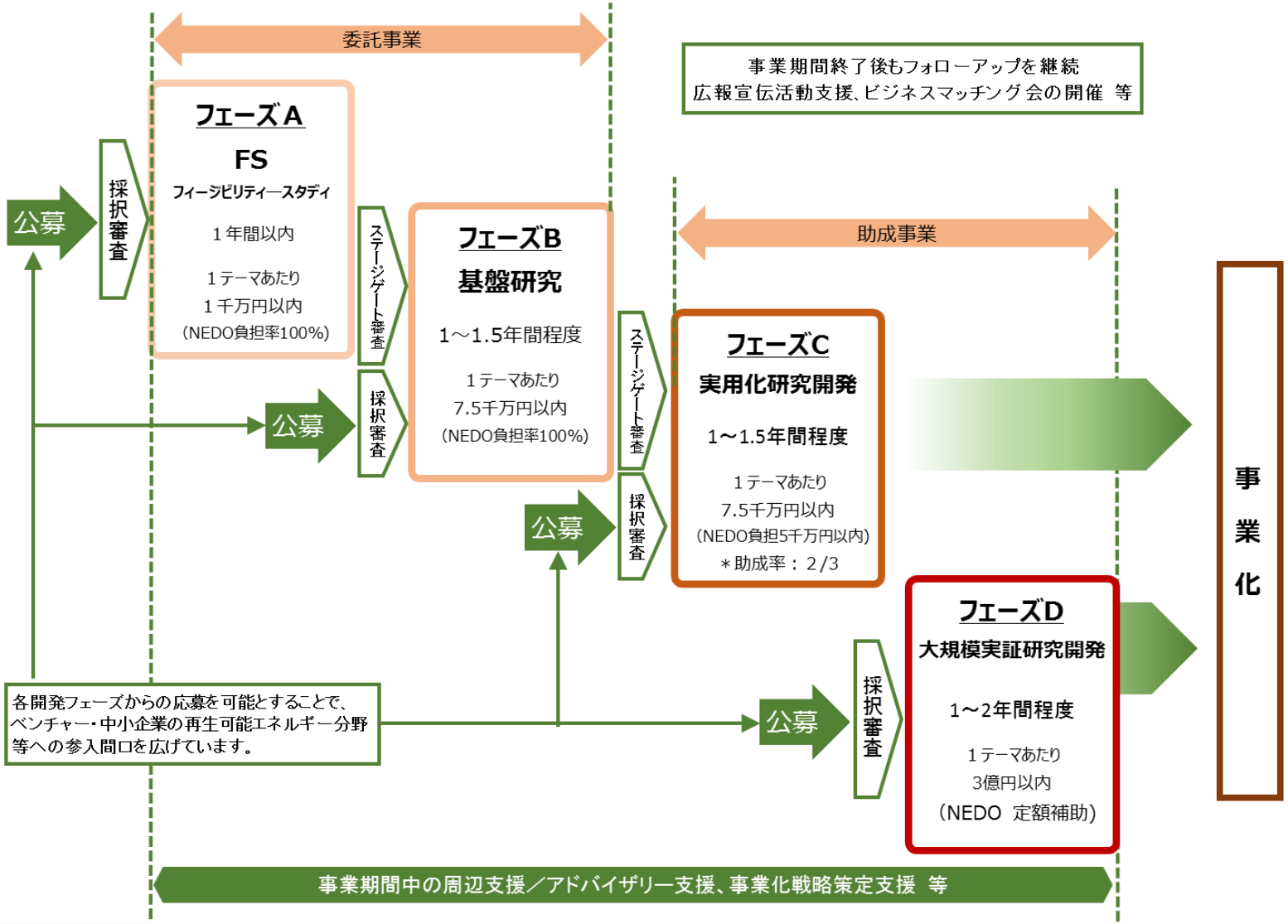

公募要領P3

応募の要件（応募のテーマ）　一般枠

公募する技術分野は、エネルギー基本計画、新成長戦略等に示される次の分野

（１）太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス利用、太陽熱利用、その他未利用エネルギー分野

（２）再生可能エネルギーの普及、エネルギー源の多様化に資する新規技術（燃料電池、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム等）

技術課題の例として

- 変換効率、信頼性、耐久性等、性能改良に資する技術開発
- 低コスト化、歩留まり向上等、製造法の改良に資する技術開発
- 安定化、長寿命化等、コスト削減に資する技術開発
- 信頼性、品質向上、メンテナンス性向上等に資する技術開発
- テストプラント等での大規模な実証研究開発

など

公募要領P8

課題枠の説明 (新設)

今回の公募では、具体的なニーズが明確となっている課題設定枠の二枠のいずれかで申請が可能です。

A.太陽光分野

A-1　太陽光発電の均等化発電原価の大幅削減に資する技術の開発

A-2　太陽光発電システム維持管理技術の開発（太陽光発電設備の長寿命化や発電効率向上に資し、かつ低コストな、設備の汚れや劣化の抑制技術）

A-3　太陽光発電システムの付加価値向上および市場の拡大に資する技術開発

B.風力分野

B-1　風力発電の大量導入に資する技術の開発（特に低コスト化、信頼性向上に資するもの）

C.系統対策分野

C-1　変動再エネの活用に資する、電力需給バランスを経済的に制御するシステムまたは要素技術の開発

C-2　高信頼性・低廉性を有する直流送電システムの実用化に資する技術の開発

D.蓄電池分野

D-1　全固体リチウムイオン電池の量産化に資する技術開発

なお、「D. 蓄電池分野」の課題に対する応募については、他のNEDO事業（先進・革新蓄電池材料評価技術開発）と連携しながら進めます。このため、当該事業の実施者と共同研究契約を締結することが必要となります。

●「D. 蓄電池分野」にご応募いただいた事業者様は、共同研究契約に締結する意思があるものとみなします。

●共同研究契約を締結することで、技術仕様の提示、開発コンサルティング等を、当該事業の実施者から原則無償で、提供を受けることができます。

公募要領P8及び別添1

応募の要件（委託フェーズ）

複数機関で申請する場合は、代表となる機関を申請者とし、申請者以外の機関を連名申請者とします。

申請フェーズ	実施体制
フェーズＡ （Ｆ．Ｓ．）	申請者　　：日本に登記されている中小企業等 連名申請者：企業、研究機関など法人格を有する機関 （注）必ず複数機関で申請し、連名申請者の１つは大学等（※） であること
フェーズＢ （基盤研究）	申請者　　：日本に登記されている中小企業等 連名申請者：企業、研究機関など法人格を有する機関 （注）単独申請可能だが、申請書における「委員会等における外部からの指導及び協力者」に大学等（※）の指導・協力者を入れること

※大学、高等専門学校、大学共同利用機関、試験研究に関する業務を行う独立行政法人（国立研究開発法人を含む）

公募要領P8-12

応募の要件（助成フェーズ）

複数機関で申請する場合は、代表となる機関を申請者とし、申請者以外の機関を連名申請者とします。

申請フェーズ	実施体制
フェーズＣ （実用化研究開発）	申請者　　：日本に登記されている中小企業等 （注１）連名申請も可 （注２）学術機関等（※）は共同研究先として体制に編入可能
フェーズＤ （大規模実証開発）	申請者　　：日本に登記されている中小企業等 （注１）連名申請も可（連名申請者として大企業も可） （注２）学術機関等（※）は共同研究先として体制に編入可能

※国立研究機関、国公立大学法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、独立行政法人及びこれらに準ずる機関

公募要領P8-12

申請に関する注意

・同一テーマで、複数フェーズ（フェーズＡ、フェーズＢ、フェーズＣ及びフェーズＤ）へ同時に申請することはできません。

※異なるテーマであれば可能です。

・フェーズＡ、Ｂでは、再委託を行うことはできません。また、フェーズＣ、Ｄでは、学術機関等との共同研究を行うことはできますが、その他機関との共同研究や委託を行うことはできません。

※「委託」・・・事業の一部（研究要素のある内容）を申請者（連名申請者を含む）及び共同研究先からそれら以外の第三者へ発注すること（研究要素のない内容について、第三者へ外注することは可能）。

・連名申請の場合は、代表となる申請者（中小企業等）が主体となって、研究開発を行うこと（ＮＥＤＯの経費50%以上の執行計画となっていること）。

公募要領P6,7,8,11-13

応募の要件（申請者）

中小企業とは下表に示す「資本金基準」または「従業員基準」のいずれかを満たす企業であって「みなし大企業」（公募要領P9参照）に該当しないもの

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準（資本の額又は出資の総額）	従業員基準（常時使用する従業員の数）
製造業その他の業種（下記以外）	３億円以下	３００人以下
卸売業	１億円以下	１００人以下
小売業	５千万円以下	５０人以下
サービス業	５千万円以下	１００人以下

（注）常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員（解雇予告不要者）を含まない

※中小企業者としての「組合等」も応募できます。詳しくは公募要領を確認してください

公募要領P9,10

応募の要件（申請者）

（１）日本に登記されている中小企業等（法人格を有するものに限る）であって、当該事業者が日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有すること

（２）事業を的確に遂行するに足る組織、人員、設備等を有すること

（３）事業を的確に遂行するために必要な財務基盤を有すること

（４）事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制および処理能力を有すること

公募要領P9-11

応募の要件（申請者）

（５）事業終了後の実用化を達成するために必要な能力を有すること（フェーズC、Dのみ）

（６）技術開発の成果を事業展開に結びつけるために必要な技術経営力を有すること（フェーズC、Dのみ）

（７）「業務委託標準約款」もしくは「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に合意すること

公募要領P10-12

応募の要件　課題設定枠(蓄電池)について

「D. 蓄電池分野」の課題に対する応募については、他のNEDO事業（先進・革新蓄電池材料評価技術開発）と連携しながら進めます。このため、当該事業の実施者と共同研究契約を締結することが必要となります。

●「D. 蓄電池分野」にご応募いただいた事業者様は、共同研究契約に締結する意思があるものとみなします。

●共同研究契約を締結することで、技術仕様の提示、開発コンサルティング等を、当該事業の実施者から原則無償で、提供を受けることができます。

公募要領P8、及び別添1

事前審査の基準（フェーズA及びB）

技術審査

① 申請テーマが、競合技術や従来技術と比較して優位性や独自性が高いこと。

② 実施する技術開発に新規性があり、技術開発の目標が合理的な根拠のもと具体的に（定量的に）設定されており、事業化に向けて適切なものとなっていること。

③ 解決すべき技術課題が明確に示されていること。

④ 技術課題の解決方法が、実験データ、論文等の科学的根拠に　基づき提案されており、予定期間内に技術課題が解決される可能性が高いこと。

⑤ 申請テーマが、CO_2削減効果、非常電源、エネルギー需給ギャップの解消や独立運転システムに活用され得る等、国民生活や社会経済に対する波及効果が大きいこと。

※再エネ導入量、CO2削減量、市場創出効果（金額）などの形で、波及効果を定量的に示せること。

⑥ 実施計画、実施体制等が適切なものとなっており、費用対効果（委託金額に対する開発効果）が高いこと

公募要領P26

事前審査の基準（フェーズA及びB）

事業化審査

① 事業化の基盤となる知財戦略等が、十分に検討されていること。

② 市場ニーズが具体的に示され信頼できるものであり、政府方針（エネルギー基本計画等）とも合致するものであること。

③ 想定するビジネスが、市場ニーズをふまえ、競合するビジネスと比較し優位性が高いこと。

④ 想定する事業化までの達成時期、事業化までのマイルストーン、ビジネスフォーメーションと役割分担が、具体的に示されていること。

⑤ 事業化計画が、実現可能性が高いこと。

公募要領P26-P27

事前審査の基準（フェーズC）

技術審査

① 実用化研究開発のシーズについて基礎的な検討が十分に行われており、申請テーマが、競合技術や従来技術と比較して優位性や独自性が高いこと。

② 実施する実用化研究開発において、解決すべき技術課題が明確に示されていること。

③ 実用化研究開発の目標が合理的な根拠のもと設定されており、実用化に向けて適切なものとなっていること。

④ 実用化研究計画、開発体制等が適切なものとなっていること。

⑤ 申請テーマが、CO_2削減効果、非常電源、エネルギー需給ギャップの解消や独立運転システムに活用され得る等、国民生活や社会経済に対する波及効果が大きいこと。

※再エネ導入量、CO2削減量、市場創出効果（金額）などの形で、波及効果を定量的に示せること。

公募要領P27

事前審査の基準（フェーズC）

事業化審査

① 費用対効果（助成金額に対する事業化効果）が高い事業化計画となっていること。

② 開発商品に関する優位性のある特許もしくはノウハウを保有している、あるいは、大学等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が確実であること。

③ 市場ニーズが具体的に示され信頼できるものであり、政府方針（エネルギー基本計画等）とも合致するものであること。

④ 想定するビジネスが、市場ニーズをふまえ、競合するビジネスと比較し優位性が高いこと。

⑤ 事業化体制と役割分担が具体的に示されていること。

⑥ 事業期間終了後３年以内に実用化が達成する可能性が高いことを示す事業化計画（事業化に向けバリューチェーンにおける申請者以外の外部機関との協力体制等を含め各機関の役割分担の明確化を含む）を提案していること。

⑦ 実証段階から事業化に係わる法的規制等についての課題及びそれに対する解決策を提示すること。

公募要領P27,P28

事前審査の基準（フェーズD）

技術審査

① 実証化研究開発のシーズについて基礎的な検討が行われており、予定期間内に技術課題が解決される可能性が高いこと。また、過去に本事業またはこれに類する国・地方公共団体による研究開発事業を行い、基礎となる技術が確立されていること。申請テーマが、競合技術や従来技術と比較して優位性や独自性が高いこと。

② 実施する実証研究開発において、解決すべき技術課題が明確に示されていること。

③ 実証研究開発の目標が合理的な根拠のもと設定されており、実用化に向けて適切なものとなっていること。

④ 実証研究計画、開発体制等が適切なものとなっていること。

⑤ 申請テーマが、CO_2削減効果、非常電源、エネルギー需給ギャップの解消や独立運転システムに活用され得る等、国民生活や社会経済に対する波及効果が大きいこと。

※再エネ導入量、CO2削減量、市場創出効果（金額）などの形で、波及効果を定量的に示せること。

公募要領P27-P28

事前審査の基準（フェーズＤ）

事業化審査

① 費用対効果（助成金額に対する事業化効果）が高い事業化計画となっていること。

② 事業化のための知財面の障害がないこと。事業化のために優位性のある特許もしくはノウハウを保有している。あるいは、大学等の共同研究先や協力企業からのライセンス供与が確実であること。

③ 市場ニーズが具体的に信頼できるものであり、政府方針（エネルギー基本計画等）とも合致するものであること。

④ 想定するビジネスが、市場ニーズをふまえ、競合するビジネスと比較し優位性が高いこと。

⑤ 事業化体制と役割分担が具体的に示されていること。

⑥ 事業期間終了後１年程度で実用化が達成する可能性が高いことを示す事業化計画（事業化に向けバリューチェーンにおける申請者以外の外部機関との協力体制等を含め各機関の役割分担の明確化を含む）を提案しており、また費用対効果（助成金額に対する事業化効果）が高いこと。

⑦ 実証段階から事業化に係わる法的規制等についての課題及びそれに対する解決策を提示すること。

公募要領P28

その他加点要素（フェーズＡ、Ｂ、Ｃ及びＤ共通）

１）政策意図に関する審査

① イノベーション・コースト構想の対象地域で実施される申請であって、同地域への貢献度が特に見込まれること。（全フェーズ共通）

② ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を取得していること。（フェーズＡ、Ｂのみ適用。加点対象は提案者のみであり、再委託先等は対象外とします。）

具体的には、女性活躍推進法に基づく認定※1（えるぼし認定企業）、次世代法に基づく認定※2（くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）。

※1 「労働時間等の働き方」に係る基準を満たすことが必要です。

※2 行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300 人以下のもの）に限ります。（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

公募要領P28

事前審査の基準（フェーズＡ、Ｂ、Ｃ及びＤ共通）

政策意図に関する審査

イノベーション・コースト構想の対象地域で実施される申請であって、同地域への貢献度が特に見込まれること。

上記に該当する場合には、申請書添付資料の「イノベーション・コースト構想対象地域における案件チェックリスト」（右図）に必要事項を記入してご提出ください。

（添付資料１２）

イノベーション・コースト構想対象地域における案件チェックリスト

申請者名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

助成事業の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以下のとおり、イノベーション・コースト構想における対象地域（※１）での研究に資することを御報告します。

該当箇所にチェックしてください。

□イノベーション・コースト構想対象地域に会社本社の登記を行っている。

上記にチェックした場合には下記を記入
本社登記名称：*株式会社○○○○*
本社登記場所住所：*〒○○○―○○○○　福島県○○市・・・・・*
本社登記場所責任者氏名：*○○　○○*
本社登記場所連絡先：*○○○―○○○―○○○○*

□イノベーション・コースト構想において対象とする地域に申請時点で研究拠点を有しており、本事業の研究開発を当該研究拠点で行う予定である。もしくは、拠点を有していないが、本事業での事業期間内に研究拠点を当該地域に移す、もしくは設置し、本事業の研究開発を行う予定である。

上記にチェックした場合には下記のいずれかを記入
【有している場合】
研究実施場所名称：*株式会社○○○○　○○研究所*
研究実施場所住所：*〒○○○―○○○○　福島県○○市・・・・・*
研究実施場所責任者氏名：*○○　○○*
研究実施場所連絡先：*○○○―○○○―○○○○*
【有していない場合】
研究実施場所住所予定：*福島県○○市*
研究実施場所設置予定日程：*平成２９年○月○旬*
申請時点で上記住所に研究実施場所がない理由：*具体的かつ明瞭に記載してください。*
上記地域へ移転・設置することによるメリット：*具体的かつ明瞭に記載してください。*
上記地域へ移転・設置するためのリソース（資金及び研究要員等）の確保について：
具体的かつ明瞭に記載してください。

※１　対象地域：福島県内１５市町村（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）

公募要領P28

スケジュール

平成３１年	１月２９日(火)	公募前説明会：大阪
	２月４日(月)	公募開始
	２月５日(火)	説明会：川崎
	２月７日(木)	説明会：北海道
	２月８日(金)	説明会：仙台
	２月１２日(火)	説明会：福岡
	２月１３日(水)	説明会：大阪
	２月１５日(金)	説明会：名古屋
	２月１８日(月)	説明会：川崎
	３月５日(火)正午必着　公募締切	
	※郵送または特定信書便のみで受付	
	※持参での受付は不可	
	５月上旬（予定）	委託先･助成先決定
	５月下旬（予定）	研究開始

公募要領P30

申請手続きについて

本事業への申請は、
- 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の申請
- ＮＥＤＯへの申請書類（提出書類一式及びＣＤ－Ｒ）

の両方が必要です

e-Radシステムの使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。

✓ 事前登録には２週間以上時間を要する場合がございますので、早めに登録をお願いします。

☆e-Radによる申請手続きを行わないと本事業への申請ができませんので、充分留意してください。

公募要領P18

e-Rad（府省共通研究開発管理システム）とは

研究開発経費の適切な配分のためのオンライン研究開発管理システム

https://www.e-rad.go.jp/

府省共通研究開発システム（e-Rad）は、各府省等が所管する競争的資金制度を中心とした公募型の研究資金制度について、研究開発管理に係る手続きをオンライン化し、応募受付から実績報告等の一連の業務を支援するとともに、研究者への研究開発経費の不合理な重複や過度の集中を回避することを目的とした、府省横断的なシステム。

e-Radは、公募型の研究資金制度を所管する関係9府省により運営しており、各府省の協力の下、文部科学省がシステムの開発及び運用を行っている。

ＮＥＤＯでは、e-Ｒａｄ上での研究開発課題の登録に加え、別途提案書等の応募書類の提出をお願いしております。

公募への応募におけるe-Rad手続きの流れ

公募要領を確認

★基本的な操作方法はe-Radホームページの操作マニュアル・応募編をご参照ください。

https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html

↓

提案者の
e-Radアカウントの取得

注意点①：e-Rad 上での研究者アカウントの新規登録

↓

e-Rad上で公募へ応募

注意点②：提案額（委託）、又は交付申請額（助成）の入力

注意点③：研究代表者、研究分担者の登録

↓

e-Radで登録した応募内容
提案書を添付し、NEDOに
提出

※　e-Rad 応募情報入力時の画面下部
「応募内容提案書のプレビュー」からPDFファイルをダウンロードしてください。

※　公募締切後の課題の変更・修正ついては、担当者にご相談ください。
内容を確認後、e-Rad配分機関（NEDO）より、修正依頼を送信いたします。

注意点① e-Rad 上での研究者アカウントの新規登録について

■参照箇所

e-Rad ホームページ：https://www.e-rad.go.jp/index.html
ホームの上方メニューから
「登録・手続き」 ＞ 「研究機関向け」、もしくは「研究者向け」 ＞ 「新規登録の方法」

登録済の研究機関に所属している場合

所属研究機関において研究者登録が可能ですので、所属機関のe-Rad事務担当にアカウント発行を依頼してください。

研究機関が未登録の場合

研究機関の登録から始める必要があります。
研究機関の新規登録申請を行うよう、所属機関の事務担当に依頼してください。

研究機関に所属していない場合

e-radに用意してある様式から、ご自身で郵送による研究者の登録申請を行ってください。

※最大で2週間程度かかる場合があります。余裕をもって申請してください。

注意点② 提案額（委託）、又は交付申請額（助成）の入力について

・「研究経費」には応募時点での提案額、又は交付申請額を入力してください。

・提案書を基に直接経緯・間接経費・再委託費・共同実施費の項目に入力してください。
もし配分が困難な場合には、全額を直接経費の欄に入力ください。
（※）直接経費の細分項目が設定されている場合には一番の上の項目に入力してください。

注意点③　研究代表者、研究分担者の登録について

・NEDOでは、研究代表者の欄に提案書の代表者、研究分担者の欄にその他の提案者や、再委託、共同実施先となる研究者を登録をお願いします（他機関では異なることがあります）。

・原則、１つの研究機関に対して研究者１名登録してください（なお2名以上登録する必要がある場合、この限りではありません）
（※）基本的な方針として研究者の登録を推奨しておりますが、状況に応じて事務担当者のアカウントでの登録も可能ですので、ご相談ください。
（※）「技術研究組合」は、技術研究組合名義の代表者1名を登録してください

経費の入力

「研究経費」の欄で入力した金額と、各研究者の研究経費欄の合計金額が一致する必要があるため、前項の金額を参照の上、入力してください

エフォートの入力

e-radにおける他の応募・もしくは既に実施している課題との兼ね合いで、ご自身で管理されているエフォート合計値が１００を超えない値を入力してください。
（※）１００を超えた場合、他の応募登録の際にエラーメッセージが表示される可能性があります。

研究代表者の欄

研究分担者の欄

金額を配分して記載することが困難な場合には、代表者に全額入力も可
（※）なお、採択後にNEDO側で確定金額を入力します。

【参考】問い合わせ先

1．e-radの操作に関する質問は下記を参照のこと

- 研究者用操作マニュアル：https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html
- 所属研究機関の e-Rad 担当窓口
- e-Radヘルプデスク

ヘルプデスクへの連絡に際し、
・e-radにログインし、操作マニュアルを開いた状態での連絡だと対応がスムーズとなります。
・公募の締切日直前等は電話回線が混雑する場合があります。
詳しくはコチラ　https://www.e-rad.go.jp/contact.html

2．上記で解決しない場合にはNEDO公募担当者へ

連絡の際には、公募名、研究者氏名、研究者番号、エラーメッセージのスクリーンショット等をご準備の上ご連絡ください。

提出書類（フェーズA及びB）

1　提出書類(正：片面印刷)　□　１部
□①申請用書類等チェックリスト・申請用書類等整理番号通知票
□②申請書［表紙］
□③申請書［要約］
□④申請書［本文］
□⑤実施計画及び実施経費計画（別添１）
□⑥業務管理者研究経歴書（別添２）
□⑦主要開発者一覧（別添３）
□⑧利害関係のある評価者（別添４）
□⑨ＮＥＤＯ研究開発プロジェクトの実績調査票（別添５）
□⑩法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）
□⑪直近３年分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）
□⑫e-Rad「応募内容提案書」
□⑬イノベーション・コースト構想対象地域における案件チェックリスト（別添６）【該当者のみ】
□⑭ワークライフバランス等推進企業に係るチェックリスト（別添７）
□⑮社外への調達発注先について（別添８）
□⑯主任研究者研究経歴書（参考資料）

1　提出書類(副：両面印刷)　上記②、③、④、⑤、⑦、⑩、⑪の写し　□１部
□②申請書［表紙］
□③申請書［要約］
□④申請書［本文］
□⑤実施計画及び実施経費計画（別添１）
□⑦主要開発者一覧（別添３）
□⑩法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）
□⑪直近３年分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）

1　ＣＤ－Ｒ　⑰、⑱、⑲の電子データを保存したＣＤ－Ｒ　□　１部
□⑰電子データ要旨情報の電子データ（エクセルファイル形式）
□⑱②～⑨、⑬～⑮の電子データ（ワードファイル形式）
□⑲⑩、⑪の電子データ（PDFファイル形式）

1　申請用書類等整理番号通知票の返送用封筒（連絡責任者の宛先明記、８２円切手貼付）
□　１部

- 複数機関で申請する場合、下線書類は機関毎に作成・提出が必要です。
- このうち、⑤は、「申請テーマ全体の計画」と「機関毎の計画」の作成・提出が必要です。

※詳細は申請書の各注意事項をご参照

公募要領P21

提出書類（フェーズC）

１．提出書類(正：片面印刷)　□　１部
□①申請用書類等チェックリスト・申請用書類等整理番号通知票
□②交付申請書（様式第１）
□③助成事業要旨
□④助成事業内容等説明書（添付資料１）
□⑤助成事業実施計画書（添付資料２）
□⑥事業化計画書（添付資料３）
□⑦その他の補助金制度との関係等（添付資料４）
□⑧実用化研究開発期間における資金計画（添付資料５）
□⑨利害関係のある評価者（添付資料６）
□⑩事業成果の広報活動について（添付資料７）
□⑪法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）（添付資料８－１）
□⑫直近３年分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）（添付資料８－２）
□⑬e-Rad応募内容提案書（添付資料９）
□⑭イノベーション・コースト構想対象地域における案件チェックリスト（添付資料１０）【該当者のみ】
□⑮ユーザ候補からの推薦書（別紙）【該当者のみ】
□⑯主任研究者研究経歴書（参考資料）

２．提出書類(副：両面印刷)　上記②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑪、⑫、⑮の写し　□　１部
□②交付申請書（様式第１）
□③助成事業要旨
□④助成事業内容等説明書（添付資料１）
□⑤助成事業実施計画書（添付資料２）
□⑥事業化計画書（添付資料３）
□⑦その他の補助金制度との関係等（添付資料４）
□⑪法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）（添付資料８－１）
□⑫直近３年分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）（添付資料８－２）
□⑮ユーザ候補からの推薦書（別紙）【該当者のみ】

３．ＣＤ－Ｒ　⑰、⑱、⑲の電子データを保存したＣＤ－Ｒ　□　１部
□⑰電子データ要旨情報の電子データ（エクセルファイル形式）
□⑱②～⑩、⑭の電子データ（ワードファイル形式）
□⑲⑪、⑫、⑮の電子データ（PDFファイル形式）

４．申請用書類等整理番号通知票の返送用封筒（連絡責任者の宛先明記、８２円切手貼付）　□　１部

- 複数機関で申請する場合、下線書類は、機関毎に作成・提出が必要です。
- このうち、⑤について、「別紙①助成事業に要する費用、助成対象費用および助成金の額」はテーマ全体と機関毎の作成・提出が必要です。

※詳細は申請書の各注意事項をご参照

公募要領P22

提出書類（フェーズＤ）

１．提出書類（正：片面印刷）　１部
①申請用書類等チェックリスト・申請用書類等整理番号通知票
②交付申請書（様式第１）
③助成事業要旨
④助成事業内容等説明書（添付資料１）
⑤助成事業実施計画書（添付資料２）
⑥事業化計画書（添付資料３）
⑦その他の補助金制度との関係等（添付資料４）（※実績調査表は共同研究先からも提出して下さい。）
⑧実証研究開発期間における資金計画（添付資料５）
⑨利害関係のある評価者（添付資料６）
⑩事業成果の広報活動について（添付資料７）
⑪法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）（添付資料８－１）
⑫直近３年分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）（添付資料８－２）
⑬e-Rad応募内容提案書（添付資料９）
⑭助成対象費用に係る実施計画書（添付資料１０）
⑮自治体からの推薦書（添付資料１１）
⑯イノベーション・コースト構想対象地域における案件チェックリスト（添付資料１２）【該当者のみ】
⑰ユーザ候補からの推薦書（別紙）【該当者のみ】
⑱主任研究者研究経歴書（参考資料）

２．提出書類（副：両面印刷）　上記②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑪、⑫、⑭、⑮、⑰の写し　１部
②交付申請書（様式第１）
③助成事業要旨
④助成事業内容等説明書（添付資料１）
⑤助成事業実施計画書（添付資料２）
⑥事業化計画書（添付資料３）
⑦その他の補助金制度との関係等（添付資料４）
⑪法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）（添付資料８－１）
⑫直近３年分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）（添付資料８－２）
⑭助成対象費用に係る実施計画書（添付資料１０）
⑮自治体からの推薦書（添付資料１１）
⑰ユーザ候補からの推薦書（別紙）【該当者のみ】

３．ＣＤ－Ｒ　⑱、⑲、⑳の電子データを保存したＣＤ－Ｒ　１部
⑲電子データ要旨情報の電子データ（エクセルファイル形式）
⑳②～⑩、⑭、⑯の電子データ（ワードファイル形式）
㉑⑪、⑫、⑮、⑰の電子データ（PDFファイル形式）

４．申請用書類等整理番号通知票の返送用封筒（連絡責任者の宛先明記、８２円切手貼付）　１部

- 複数機関で申請する場合、下線書類は、機関毎に作成・提出が必要です。
- このうち、⑤「別紙①助成事業に要する費用、助成対象費用および助成金の額」、⑭「助成対象経費に係る各申請者別総括表」、「助成対象経費に係る各申請者項目別明細表」はテーマ全体と機関毎の作成・提出が必要です。

※詳細は申請書の各注意事項をご参照

公募要領P23

対象費用（費目）

経費区分	種別	対象
Ⅰ．機械装置等費	１．土木･建設工事費	プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。
	２．機械装置等製作･購入費	助成事業に必要な機械装置、その他備品の製作、購入、改造等に要する経費。
	３．保守･改造修理費	プラント及び機械装置の保守、改造、修理に必要な経費。
Ⅱ．労務費	１．研究員費	助成事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。
	２．補助員費	助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費。 （但し、上記１．研究員費に含まれるものを除く。※正社員は不可）
Ⅲ．その他経費	１．消耗品費	助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費。 （資産登録を行わない試作品製造に必要な経費を含む。）
	２．旅費	①助成事業を実施するために特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費及び学会参加費。 ②研究者以外の者に、助成事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で旅費、滞在費、交通費及び学会参加費。
	３．外注費	助成事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウエア、設計等の請負外注に係る経費。
	４．諸経費	上記のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費。

※生産設備は対象外

人件費

固定資産登録しないもの

「助成（補助）制度」と「委託契約」の違い

「助成金」とは、一般に、「国以外の者の行う事業・事務に対し、その事業や事務の実施に資するために国から交付される金銭的給付」をいい、「助成事業」とは、「助成先が主体的に取り組む研究開発に対し、NEDOがその事業費の一部を助成金として負担（交付）する事業」をいいます。

委託事業では、原則、NEDOが当該研究開発に必要な経費の全額を負担するのに対し、「助成事業」においては、NEDOが助成する経費の負担割合（助成率）が定められます。

「助成事業」が、NEDOで一般的な「委託事業」と異なる点は、委託事業の実施主体がNEDOであるのに対し、助成事業の実施主体は当該助成先になることです。したがって、助成先の権利義務や対象となる経費等について、委託事業と異なる事項があります。

項目	委託事業（フェーズＡ及びB）	助成事業（フェーズC及びD）
事業の主体	NEDO	事業者
事業の実施者	受託者	事業者
取得資産の帰属	NEDO	事業者
事業成果の帰属	受託者	事業者
支払対象額	仕様達成に向けて要した経費実績額	対象経費実績額×助成率
収益納付	なし	あり

取得資産の管理①（フェーズＡ及びＢ）

・委託業務で取得した資産の所有権はＮＥＤＯにあります。

・委託先は、取得した資産を委託業務以外の目的に使用することはできません。

・委託先は、取得した資産の管理が義務付けられております。

・原則として、委託事業期間終了後、委託先は、取得財産を有償（事業終了日の残存価額）によりＮＥＤＯから譲渡されます。

取得財産の管理②（フェーズＣ及びＤ）

・助成事業で取得した財産は、管理が義務付けられております。
・助成事業で取得した財産の所有権は助成事業者にありますが、助成事業期間中の使用は助成金交付の目的に沿った研究に限られます。
・事業終了後の取得財産の取り扱いについては以下の留意点があります。

①財産の処分や転用
他研究への転用、商用生産、廃棄、貸与など、助成事業者が助成金の交付を受けた研究以外に使用する際は、ＮＥＤＯの事前承認が必要です。

②納付金
処分内容によっては、納付金が必要となります。

③取得財産の処分制限期間
昭和５３年通商産業省告示第360号を準用します。

④対象財産
取得価格が単体50万円以上（消費税抜）の財産です。

公募要領P32

取得財産の管理③（フェーズＣ及びＤ）

助成事業終了後の処分制限期間中の取得財産の取り扱いについて

<table>
<tr><th>助成先</th><th colspan="2">財産の扱い</th><th>承認申請</th><th>残存簿価相当額の納付</th></tr>
<tr><td>目的内使用</td><td colspan="2">交付決定の内容の研究開発に引き続き使用</td><td>不要</td><td rowspan="2">不要</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目的外使用</td><td rowspan="2">研究開発要素
あり</td><td>研究開発に支障がない範囲で他の事業等に一時的に使用</td><td rowspan="4">承認申請が必要</td></tr>
<tr><td>当該助成事業に関連しない研究開発等において使用</td><td rowspan="3">納付必要【注】</td></tr>
<tr><td>研究開発要素
なし</td><td>商業生産に使用</td></tr>
<tr><td>使用中止</td><td colspan="2">廃棄、売却等（特別な事情の説明が必要）</td></tr>
</table>

【注】中小企業が助成事業の成果を活用して実施する事業に使用（商用転用）する場合、収益納付を免除する場合がある。

公募要領P33

本委託期間のスケジュール
（フェーズAの場合）

NEDO

2019年

2020年

- 5/中旬 委託期間開始
- 5/中旬（予定） 経理指導（説明会または委託先訪問）
- 6/下旬（予定） 契約締結
- 随時 中間検査
- 1/上旬 ステージゲート審査委員会向け事前資料の提出時期
- 2/上旬 ステージゲート審査委員会（必須）
- 3/31 実績報告書等提出 委託期間終了
- 4/1 フェーズB 開始（SG通過者のみ）
- 4/上旬 確定検査（ステージゲート不通過者）
- 年度末中間検査（SG通過者）
- 5/下旬 中間年報提出(SG通過者) 成果報告書提出(SG不通過者)

カタライザー制度
（希望者・採択条件で必須とされた事業者）

＊マッチング等のフォローアップは事業終了後に実施（場合によっては事業期間中からも実施）

本委託期間のスケジュール
（フェーズBの場合）

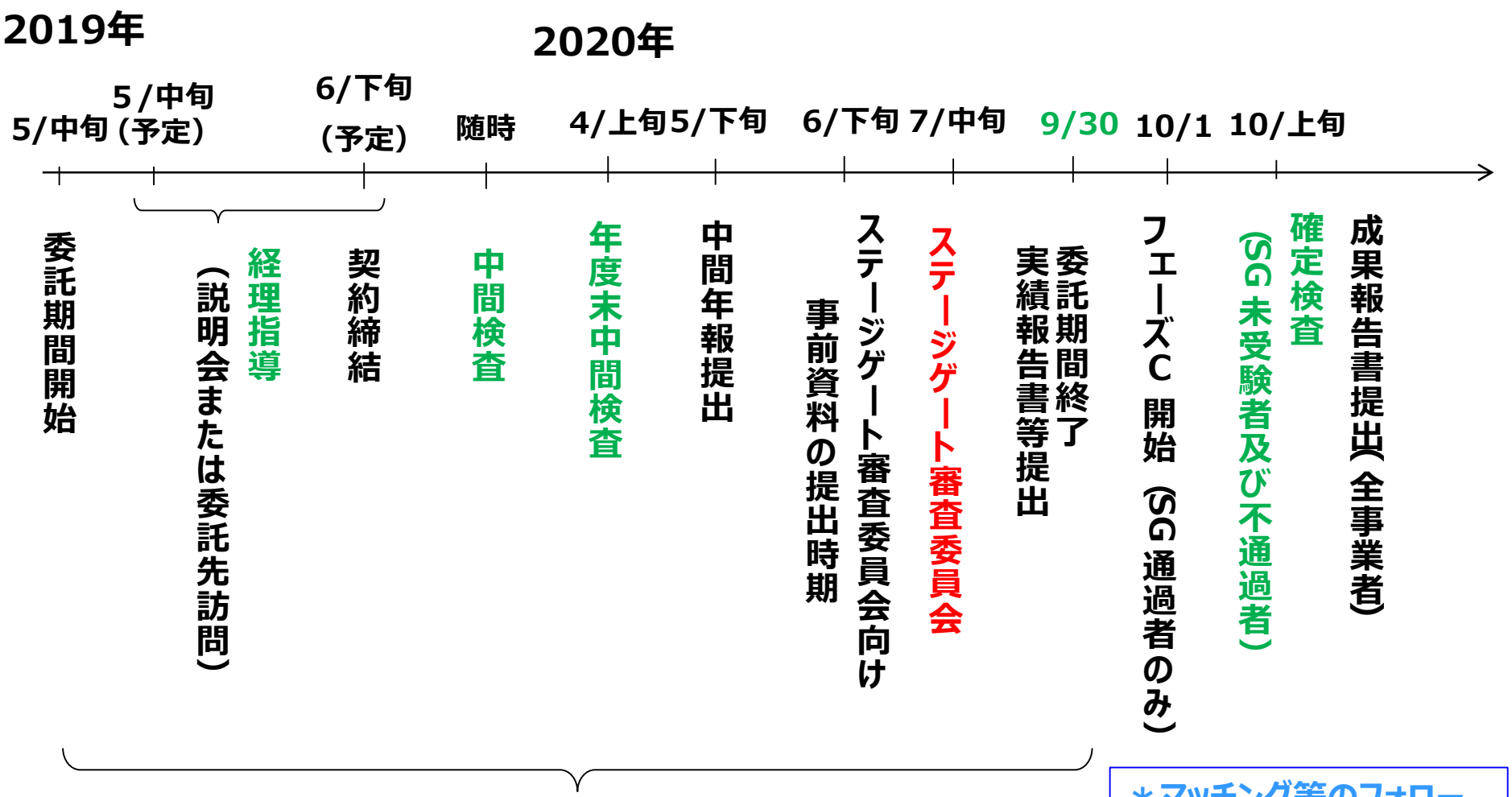

＊マッチング等のフォローアップは事業終了後に実施（場合によっては事業期間中からも実施）

本助成期間のスケジュール
（フェーズＣ、Ｄの場合）

フェーズＤは、任意に設定可能だが、最長で2021年5月末までの予定

2019　　2020

5/中旬　6/上旬（予定）　8/下旬　随時　4/上旬　5/下旬　随時　9/末　10/上旬

- 5/中旬：助成期間開始
- 6/上旬（予定）～8/下旬：経理指導（説明会又は助成先訪問）
- 随時：中間検査
- 4/上旬：年度末中間検査
- 5/下旬：中間実績報告書
- 随時：中間検査
- 9/末：助成期間終了　実績報告書提出
- 10/上旬：確定検査

カタライザー制度
（希望者・採択条件で必須とされた事業者）

＊マッチング等のフォローアップは事業終了後に実施（場合によっては事業期間中からも実施）

申請書の提出先

《申請書の受付期間》

平成３１年３月5日（火）正午必着です

郵送もしくは特定信書便で送付して下さい

※持参による受付は行いません

《送付先》

〒２１２－８５５４　神奈川県川崎市幸区大宮町１３１０番
ミューザ川崎セントラルタワー　２０階
国立研究開発法人　新エネルギー・産業技術総合開発機構
イノベーション推進部　プラットフォームグループ　宛
ＴＥＬ：０４４－５２０－５１７１

＊「2019年度新エネルギー等のシーズ発掘・
事業化に向けた技術研究開発事業公募申請書在中」と朱記のこと

公募要領P16

重複に関する留意点

●本事業内の重複申請

・同一事業者が複数の申請をすることは可能ですが、採択されるテーマ数について制限させていただくことがあります。

●重複助成の排除

・同一のテーマについて、既に他の助成を受けている場合は申請できません。

・同一のテーマについて、他の助成と同時に申請することは可能ですが重複受給はできません（採択された場合はご相談ください）。

・「申請者」「共同研究先」のいずれかに所属する研究者等において「不合理な重複」及び「過度の集中」が発生している場合は本助成事業の対象とせず、採択を行いません。

公募要領P13

お問い合わせ先

平成３１年２月４日（月）～３月5日（火）の間、
平日10：00～12：00及び13：00～17：00に対応致します。

〒２１２－８５５４
神奈川県川崎市幸区大宮町１３１０
ミューザ川崎セントラルタワー　２０階

国立研究開発法人　新エネルギー・産業技術総合開発機構
イノベーション推進部　プラットフォームグループ

ＴＥＬ：０４４－５２０－５１７１
メールアドレス：venture31@nedo.go.jp

公募要領P37